

敷地外緑地制度

1 敷地外緑地制度について

現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する市長村長が定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合に限り緑地面積として算入する。

2 条件（工場立地法運用例規集 2－2－3②）

- i 現に設置されている工場（新設は不可。）
- ii 生産施設面積を変更する場合（減少を除く。）
- iii 準則に適合するために必要な緑地又は環境施設を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある。
- iv 当該工場等の敷地外の土地に相当規模の緑地等を整備している。
- v 市長村長が基準を作成する。

3 他市による運用状況

(1) 川崎市の例（緑地面積率：15%、環境施設面積率：20%）

- オープンスペースとして、市民の利用に供すること。
- 災害時に市民が利用可能な設備を備えるなど、災害対策の機能を有すること。
- 対象工場の緑地等の面積が適格になるまで存続する見込みがあること。
- 自社所有地もしくは賃貸借等によるもの。

(2) 越前市の例（緑地面積率：15%、環境施設面積率：20%）

- 自社所有地及び借地への整備については、対象となる工場の敷地外周から2kmの範囲内。
- 市と協定を締結し、市が管理する都市公園に対する整備費用を負担する。
 - ・芝生造成費相当 $3,240 \text{ 円}/\text{m}^2 \times \text{設置する敷地外緑地面積} \times 2/3 \div 7$
 - ・維持管理費相当 $42.3 \text{ 円}/\text{m}^2 \times \text{設置する敷地外緑地面積}$

(3) 堺市の例（緑地面積率：10%、環境施設面積率：15%）

- 市と協定を締結し、市が指定する丘陵地の里山保全や自然環境保全に係る費用を負担する。
 - 里山保全費用 $1 \text{ 万円}/\text{m}^2$ （10年分の維持保全コストとして換算）